

## 第6編 公共交通等事故編

第1章 海上事故災害対策	
第1節 基本方針	(公- 1)
第2節 予防計画	
1 各種予防対策	(公- 2)
2 資機材等の整備	(公- 2)
第3節 応急対策計画	
1 情報の収集伝達	(公- 3)
2 応急活動体制	(公- 3)
3 関係機関の体制	(公- 4)
4 各種活動	(公- 4)
5 応援体制	(公- 5)
第2章 鉄道事故災害対策	
第1節 基本方針	(公- 8)
第2節 予防計画	
1 東日本旅客鉄道(株)による予防対策	(公- 8)
2 行政等による予防対策	(公- 8)
第3節 応急・復旧計画	
1 行政等による応急活動体制	(公- 9)
2 情報収集・伝達体制	(公- 9)
3 相互協力・派遣要請計画	(公- 9)
4 消防活動	(公-10)
5 救助・救急計画	(公-10)
6 交通規制	(公-10)
7 避難計画	(公-10)
8 応急・復旧対策	(公-11)
第3章 道路事故災害対策	
第1節 基本方針	(公-14)
第2節 予防計画	
1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処	(公-15)
2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処	(公-15)
第3節 応急対策計画	
1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処	(公-17)
2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処	(公-18)



# 第1章 海上事故災害対策

## 第1節 基本方針

本市周辺部において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とする場合に、早期に初動体制を確立して、被害の低減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

この災害の対象となる災害は、次のとおりである。

- (1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の人命の損失を伴うもの
- (2) 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

なお、油等の流出事故については、第5編第4章「油等海上流出災害対策」の定めるところによる。

## 第2節 予防計画

主な担当	消防防災課、農林水産課、海上保安署、千葉県水難救済会
------	----------------------------

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

### 1 各種予防対策

#### (1) 航行船舶の安全確保

ア 勝浦海上保安署は、港内等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

イ 勝浦海上保安署は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

ウ 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

#### (2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

### 2 資機材等の整備

勝浦海上保安署は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材等の整備に努める。

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

### 第3節 応急対策計画

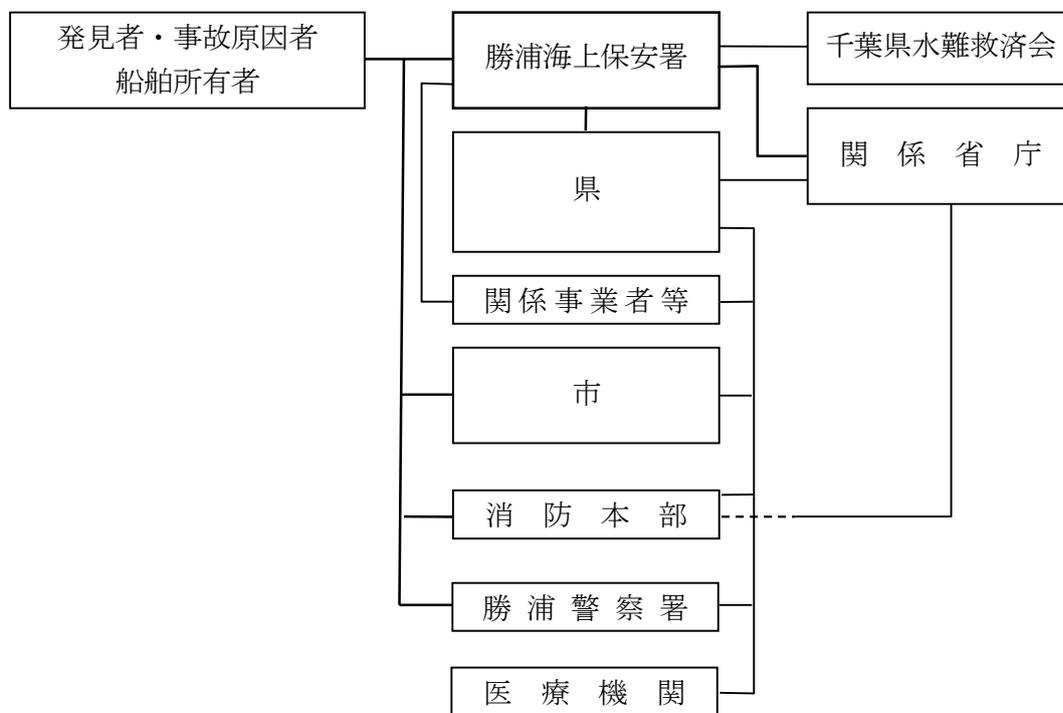
主な担当	全班、消防本部、警察、海上保安署、千葉県水難救済会
------	---------------------------

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

#### 1 情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、並びに漁船、県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施する。



#### 2 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して、対応に努める。一時的に対応をする関係機関及び主な対応は、以下のとおりである。

当該船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
勝浦海上保安署	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査、広報
消防本部	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
勝浦警察署	捜索、救難、救助、警戒線の設定
市	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

### 3 関係機関の体制

#### (1) 勝浦海上保安署の体制

##### ア 海上に災害の発生が予想される場合

###### (ア) 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるとき、必要に応じ、海上保安庁非常配備規則に基づき第三管区海上保安本部長が発令し、勝浦海上保安署が早急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

###### (イ) 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、勝浦海上保安署が緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

##### イ 災害が発生した場合

###### (ア) 大規模海難等対策本部の設置

大規模な海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一的かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

###### (イ) 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他の海上における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を強力かつ的確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

#### (2) 県の体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて応急対策体制を整え、災害応急対策を実施する。

#### (3) 市の体制

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

#### (4) 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

### 4 各種活動

勝浦海上保安署をはじめ関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

#### (1) 捜索

関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

#### (2) 消火

勝浦海上保安署は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき消防本部と密接に連携し対処するものとする。

#### (3) 救助・救急

##### ア 市（災害対策基本法第62条、水難救護法第1条）

遭難船舶を認知したときは、勝浦海上保安署及び勝浦警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

イ 勝浦海上保安署（海上保安庁法第2条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における救助を行う。

海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶救助を行う者並びに船舶交通に対する障害を除去する者の監督を行う。

ウ 勝浦警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市長が現場にいない場合は、代わってその職務を実施する。

エ 消防本部

海上保安庁、警察等の関係機関と協力して救助・救急活動を実施する。

(4) 医療救護

医療機関（夷隅医師会及び県が要請する千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院）等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。なお、協力機関が編成する医療チームは、地震・津波編第2章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。また、市は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

(5) 搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を医療機関に搬送する。

(6) 死体の収容

原則として市が死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。死体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編第2章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めによるものとする。

(7) 応援要請

関係機関は、相互に緊密な協力の上実施する。

(8) 緊急輸送

関係機関は、相互に緊密な協力の上実施する。

(9) 広報

関係機関は、相互に緊密な協力の上実施する。

5 応援体制

発生地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は以下を目安として、臨機応変に対応することとする。

発災地以外の市町村 消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会 その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

【別表】

1 配備基準

		海上事故
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	海上事故応急対策本部（本部長：農林水産課長） ※農林水産課長が必要と認めたとき設置
	配備基準	海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（農林水産課長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 農林水産課 消防防災課
		関係機関（本部長が必要と認めたとき配備を要請する）※4 勝浦海上保安署 夷隅地域振興事務所 夷隅健康福祉センター（保健所） 勝浦水産事務所 南部漁港事務所 その他、必要に応じて関係機関に要請するものとする。
(災害対策本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長） ※市長が必要と認めたとき設置
	配備基準	海上事故により重大な災害が発生した場合で、本部長（市長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 本部を構成する全ての市の機関
		関係機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関に要請する。
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長（農林水産課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</li> <li>2 市長（農林水産課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</li> <li>3 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</li> <li>4 関係機関においては、市の要請に基づき配備につく。</li> </ol>		
<p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

## 第2章 鉄道事故災害対策

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

### 第1節 基本方針

本章は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

### 第2節 予防計画

主な担当	消防防災課、企画課、東日本旅客鉄道(株)
------	----------------------

#### 1 東日本旅客鉄道(株)による予防対策

鉄道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

#### 2 行政等による予防対策

- (1) 市及び鉄道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施に努める。
- (3) 市及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安施設の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

### 第3節 応急・復旧計画

主な担当	全班、消防本部、警察、東日本旅客鉄道(株)
------	-----------------------

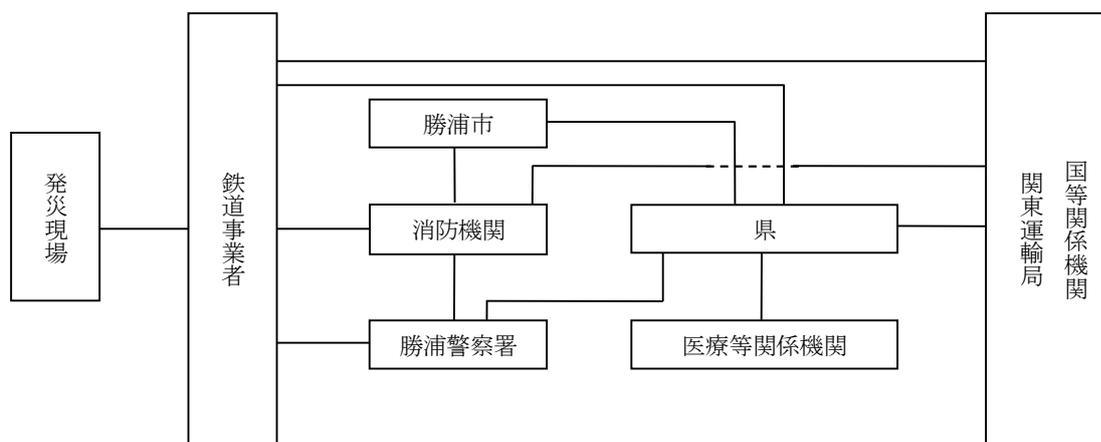
#### 1 行政等による応急活動体制

市及び県は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

#### 2 情報収集・伝達体制

##### (1) 鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



##### (2) 関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部 安全防災・ 危機管理課	——	——	045-211-7269	045-681-3328

※ 鉄道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課（NTT電話：045-211-7240）

鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285

#### 3 相互協力・派遣要請計画

(1) 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

(2) 市及び県は被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。

(3) 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要

があれば直ちに要請する。また、市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときには、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

#### 4 消防活動

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- (2) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

#### 5 救助・救急計画

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- (2) 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

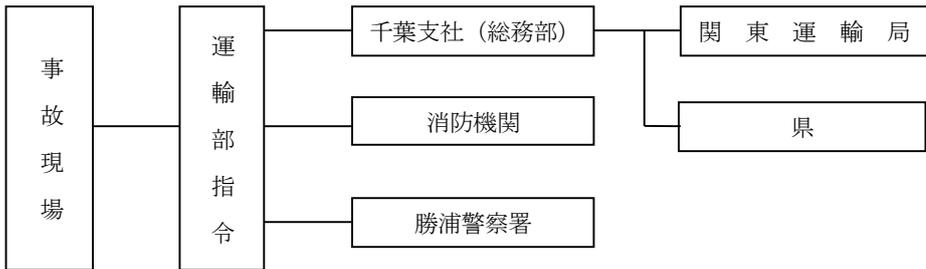
#### 6 交通規制

勝浦警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保等の確な交通規制を図る。

#### 7 避難計画

- (1) 発災時には、市及び勝浦警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて避難場所を開設する。

8 応急・復旧対策

事業者	概 要
東日本旅客鉄道株 千葉支社	<p>(1) 応急・復旧対策                      輸送に大きな影響を及ぼす事故等が発生した場合、又は災害発生のおそれ予測される場合は、「運転事故応急復旧処理手続き」に基づき、対策本部・現地対策本部を設置し、迅速・確実な復旧を行う。</p> <p>(2) 事故発生時の処置                      ア 事故等が発生した場合は、併発事故の防止に努めるとともに、救助・救命を最優先に行う。                      イ 復旧にあたっては旅客の安全を第一に対処する。                      ウ 事故等が発生した場合は、警察・消防等の関係機関と一致協力し対処する。</p> <p>(3) 情報連絡体制                      大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び市の消防機関に連絡する。</p> <p style="text-align: center;"><b>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</b></p>  <pre>                     graph LR                         A[事故現場] --- B[運輸部指令]                         B --- C[千葉支社(総務部)]                         B --- D[消防機関]                         B --- E[勝浦警察署]                         C --- F[関東運輸局]                         C --- G[県]                     </pre>

【別 表】

1 配備基準

		鉄道事故
（災害情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	鉄道事故応急対策本部（本部長：企画課長） ※企画課長が必要と認めたとき設置
	配備基準	鉄道事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（企画課長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 企画課 消防防災課
		出先機関（本部長が必要と認めたとき配備を要請する）※4 夷隅地域振興事務所 夷隅健康福祉センター（保健所） その他、必要に応じて関係機関に要請するものとする。
（災害対策本部第1〜本部第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長） ※市長が必要と認めたとき設置
	配備基準	鉄道事故により重大な被害が発生した場合で、本部長（市長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本 庁 本部を構成する全ての市の機関
		関係機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関に要請する。
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長（企画課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</li> <li>2 市長（企画課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</li> <li>3 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</li> <li>4 関係機関においては、市の要請に基づき配備につく。</li> </ol> <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

## 第3章 道路事故災害対策

### 第1節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の計画の対象となる道路災害は、トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

## 第2節 予防計画

主な担当	消防防災課、都市建設課
------	-------------

### 1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講じるものとする。

#### (1) 危険箇所の把握・改修

市及び道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	<p>市町村道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。</p> <p>土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。</p>
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市、東日本高速道路株式会社、千葉県道路公社、などをいい、機関によっては実施内容の全てを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）

#### (2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

### 2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

#### (1) 危険物等の名称及び事故の際講じるべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝

達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講じるべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

## 第3節 応急対策計画

主な担当	全班、消防本部、警察
------	------------

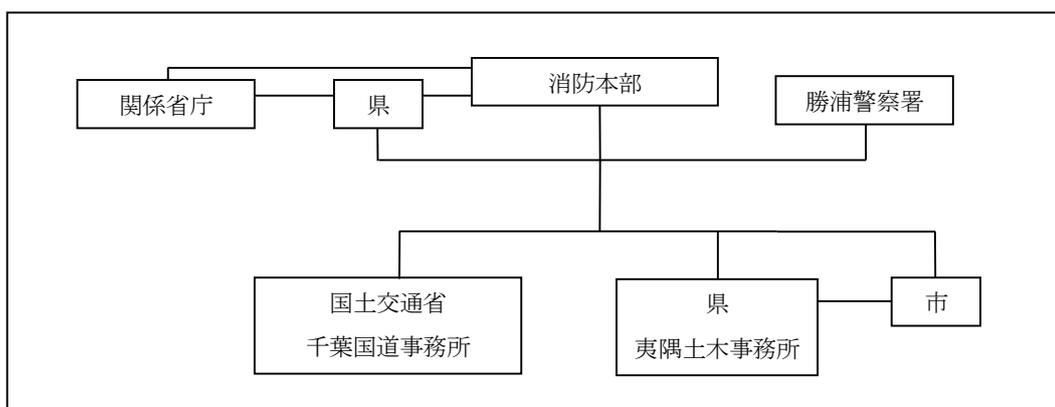
### 1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

#### (1) 情報の収集・伝達

##### ア 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

##### イ 情報連絡系統



#### (2) 応急活動

##### ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとるものとする。また、市及び県は必要に応じ災害対策本部等の体制をとるものとする。

##### イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 及び 勝浦警察署	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な被災地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	県	市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 勝浦警察署は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な被災地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市・消防本部	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとるものとする。 災害の規模が大きく被災地の消防機関及び市では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

## 2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

### (1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるため、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講じるべき措置を伝達するものとする。

### (2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

### (3) 交通規制

道路管理者及び勝浦警察署は、被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

### (4) 避難

市及び勝浦警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講じるものとする。

### (5) 広報

市及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

【別表】

1 配備基準

		道路事故
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	道路事故応急対策本部（本部長：都市建設課長） ※都市建設課長が必要と認めたとき設置
	配備基準	道路事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（都市建設課長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 都市建設課 消防防災課
		関係機関（本部長が必要と認めたとき配備を要請する）※4 勝浦警察署 勝浦消防署 夷隅地域振興事務所 夷隅健康福祉センター（保健所） 夷隅土木事務所 その他、必要に応じて関係機関に要請するものとする。
（災害対策本部第1本部第3配備）	設置する本部	災害対策本部（本部長：市長） ※市長が必要と認めたとき設置
	配備基準	道路事故により重大な被害が発生した場合で、本部長（市長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 本部を構成する全ての市の機関
		関係機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関に要請する。
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長（消防防災課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</li> <li>2 市長（消防防災課長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</li> <li>3 配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</li> <li>4 関係機関においては、市の要請に基づき配備につく。</li> </ol>		
※議会事務局には連絡のみ行う。		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。